

京 都 大 学 に お け る 学 生 納 付 金 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8条 寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 寄宿料は、<u>寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで</u>毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) } (略) 別表第2 (第6条関係) } 別表第3 (第8条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 吉田寮・女子寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料……月額400円</p>	<p>第8条 (同 左)</p> <p>2 寄宿料は、<u>寄宿舎に入居した日の属する月から退居する日の属する月まで</u>毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 <u>月の中途において入居し、又は退居する場合であっても、その月の寄宿料の額について日割計算は行わない。</u></p> <p>5 <u>外泊、旅行等のため居住しない日がある場合であっても、その月の寄宿料の額について日割計算は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後に入居した者から適用し、同日前に入居した者については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1 (第2条関係) } (同 左) 別表第2 (第6条関係) } 別表第3 (第8条関係)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 吉田寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料……月額400円</p> <p>3 <u>女子寮に入居する学生に係る寄宿料……月額25,000円</u></p>